令和３年６月
警　察　庁

「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和３年４月24日から５月23日までの間、「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、９件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

１　定めた命令等の題名

(1)　道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和３年政令第172号）

(2)　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和３年内閣府令第41号）

２　命令等の案を公示した日

令和３年４月24日

３　頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

４　頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数　９件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	８件
電子メール	０件
ＦＡＸ	０件
郵送	１件

別紙

「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1　「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」関係

(1)　ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値に係る改正に対しては、

○　ミニカーに積載可能な荷物の重量が増えることについては賛成。

といった御意見があった一方、

○　ミニカーに積載可能な重量は車種ごとに異なることから、一律に引き上げることは安全とは言えないのではないか。

といった御意見がありました。

ミニカーの積載物の重量制限の上限値については、自動車安全運転センターが、物品の搬送を目的とするミニカーとして普及していると認める車種について行った走行実験により、安全性が確認された範囲内において、積載物の重量制限の上限値を改めることとしたものです。

(2)　振込みによる反則金の納付に関する規定の整備に対しては、

○　納付機会の拡大は良いと思う。

といった御意見があった一方、

○　反則金を手軽に払えるようにすると、違反を助長するおそれがあるので、納付の利便性を向上させる必要はない。

○　スマホ決済の導入も検討してもらいたい。

といった御意見がありました。

反則金の納付は任意に行われるものであるところ、本改正は、反則金の納付方法として、納付書によるものに加えてインターネットバンキングやＡＴＭからの振込みを認めることとするものですが、これにより、納付時間や納付場所の制約がなくなり、納付の利便性が向上するほか、納付書を扱う金融機関の事務の合理化にも資するものであると考えております。納付の利便性向上は必ずしも違反の助長につながるものではないと考えておりますが、い

ずれにせよ、悪質性、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進し、交通ルール無視による交通事故の防止を図ってまいります。

なお、警察庁においては、今後も、クレジットカード納付やコンビニ納付等、納付方法の更なる多様化について検討してまいります。

２　「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

同内閣府令案に対する御意見はありませんでした。

３　その他

政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、納付書のペーパーレス化に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。